様式３－１

法人名　社会医療法人神鋼記念会

所在地　神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和8年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	4,541,397	Ⅰ 流動負債	4,439,010
現金及び預金	1,620,113	買掛金	1,698,946
事業未収金	2,690,566	短期借入金	1,183,152
未収入金	40,535	リース債務	422,304
たな卸資産	155,432	未払金	50,442
前払費用	25,039	未払費用	327,577
その他の流動資産	14,519	未払法人税等	26,165
貸倒引当金	△ 4,806	未払消費税等	37,330
Ⅱ 固定資産	7,215,937	預り金	59,911
1 有形固定資産	6,589,155	前受収益	52,978
建物	1,595,600	賞与引当金	580,205
建物付属設備	723,669	Ⅱ 固定負債	5,393,601
構築物	65,951	長期借入金	2,537,999
機械装置	0	リース債務	1,223,572
工具器具備品	235,536	退職給付引当金	932,696
車両運搬具	1,148	長期前受収益	699,333
土地	2,696,228	負債合計	9,832,610
リース資産	1,271,023	純資産の部	
2 無形固定資産	310,459	科目	金額
ソフトウェア	107,476	Ⅰ 積立金	1,924,724
リース資産	200,040	設立等積立金	1,128,848
その他の無形固定資産	2,943	繰越利益積立金	795,875
3 その他の資産	316,323		
長期貸付金	1,770		
長期前払費用	206,750		
繰延税金資産	106,898		
その他の固定資産	906	純資産合計	1,924,724
資産合計	11,757,334	**負債・純資産合計**	11,757,334

様式４－１

法人名　　社会医療法人神鋼記念会

所在地　　神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
Ⅰ　事　業　損　益		
Ａ　本来業務事業損益		
１　事　業　収　益		17,817,379
２　事　業　費　用		17,767,098
本来業務事業利益		50,281
Ｂ　附帯業務事業損益		
１　事　業　収　益		19,793
２　事　業　費　用		17,975
附帯業務事業利益		1,818
事　業　利　益		52,100
Ⅱ　事業外収益		
受　取　利　息		2,285
Ⅲ　事業外費用		
支　払　利　息		84,079
経　常　損　失		△ 29,695
Ⅳ　特　別　損　失		
固定資産除却損	971	
前期損益修正損	50,616	51,587
税引前当期純損失		△ 81,282
法人税・住民税及び事業税	26,165	
法人税等調整額	1,908	28,072
当　期　純　損　失		△ 109,354

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

１．継続事業の前提に関する事項

当社会医療法人は、当会計年度まで３期連続で経常損失を計上しております。

また、その結果、当社会医療法人が締結しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触しております。当該財務制限条項に基づき金融機関から期限の利益喪失を権利行使された場合は、当社会医療法人の自己資金による対象債務の弁済は困難です。このような状況から、当社会医療法人には継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。当社会医療法人は当該状況を解消すべく、以下の対応を図ります。

①経常損益の改善

以下の取組みにより経常損益の改善を図り、令和８年度決算での黒字化を目指します。

・病床稼働率の向上
・手術収入、指導料等の増加による診療単価の改善
・人間ドックの受診者拡大
・費用削減の強化

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策について積極的に実施することで、経常損益の改善を図ります。

②財務制限条項

財務制限条項に抵触したシンジケート・ローンについては、貸付人である各金融機関に対して、期限の利益喪失の権利行使猶予を申し入れています。

ただし、これらの対応策は実施途上であり、期限の利益喪失の権利行使猶予について、各金融機関との合意が得られていないため、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続事業を前提として作成しており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響は計算書類に反映していません。

２．資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法による低価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。建物及び建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 ７年～47 年
建物付属設備 ３年～47 年
構築物 ７年～60 年
機械装置 ９年
工具器具備品 ２年～20 年
車両運搬具 ４年～10 年

(2) 無形固定資産

定額法により５年で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として５年～10 年で償却しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当会計年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社会医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

５．消費税及び地方法人税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、固定資産に関わる控除対象外消費税等は、長期前払消費税として投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、建物に関しましては 20 年で均等償却を行い、その他の固定資産に関わる控除対象外消費税等は、5 年間で均等償却を行っております。その他の控除対象外消費税等は期間費用として計上しております。

６．その他貸借対照表作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理

事業を補助する目的で受け取った補助金等については、事業収益に含めて計上しております。

７．重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

８．資産及び負債のうち収益業務に関連する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

９．担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

建物		1,595,600 千円
建物付属設備		723,669 千円
土地		2,696,228 千円
	計	5,015,498 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金		288,220 千円
長期借入金		1,806,820 千円
	計	2,095,040 千円

10．法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

11．重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12．重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13．その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産減価償却累計額

4,829,980 千円

(2) 財務制限条項

当社会医療法人が締結している以下のシンジケート・ローン契約については、財務制限条項が付されています。

①平成 27 年 3 月契約分(当期末残高:短期借入金 173,320 千円、長期借入金 606,820 千円)

以下のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

Ⅰ．各会計年度の末日において期末における純資産の金額が、平成 28 年 3 月期の純資産の金額又は前会計年度末の純資産の金額のいずれか高い方の 75%以上を維持すること

Ⅱ．平成 28 年 3 月期以降の会計年度において、連続する 2 つの会計年度の末日における損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと

②令和 6 年 3 月契約分(当期末残高：短期借入金 100,000 千円、長期借入金 1,200,000 千円)

以下のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

Ⅰ．各会計年度の末日において期末における純資産の金額が、令和 5 年 3 月期の純資産の金額又は前会計年度末の純資産の金額のいずれか高い方の 75％以上を維持すること

Ⅱ．令和 6 年 3 月期以降の会計年度において、連続する 2 つの会計年度の末日における損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと

当会計年度まで 3 期連続で経常損失を計上した結果、当会計年度末において①のⅡ並びに②のⅠ及びⅡの財務制限条項に抵触しておりますが、現時点では、期限の利益喪失に関わる条項を適用する旨の通知を受けていません。

(3) 補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

（単位：千円）

内訳	交付者	損益計算書影響額	貸借対照表影響額
運営費補助金	厚生労働省	156,053	211
	兵庫県	50,466	17,092
	神戸市	12,485	300
合計		219,004	17,603

(4) 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

長期前受収益　106,020 千円
未払事業税　　　　878 千円
　合計　　　　106,898 千円